株主各位

東京都港区北青山一丁目2番3号オーウイル株式会社代表取締役社長伊達一紀

# 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等によって 議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類を ご検討のうえ、3~5頁の記載方法により、2022年6月22日(水曜日)午後5時 までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月23日(木曜日)午前10時
- 2. 場 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 日本都市センター会館内 都市センターホテル 6階 606会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第36期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第36期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算 書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

### インターネットによる開示について

- ●本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(下記に記載)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が 監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結 計算書類及び計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト(下記に記載)に掲載いたします。

# 定時株主総会会場における新型コロナウイルス 感染拡大防止への対策に関するお知らせ

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・ご出席の株主様におかれましては、非接触検温端末での体温測定、アルコール消毒液での手指の消毒及びマスクの常時着用にご協力をお願い申しあげます。マスクを着用いただけない方や体調が優れないと見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、ご了承ください。
- 会場内の座席間隔を広く取るため、十分な座席数を確保できず、お席をご 用意できずご入場いただけない場合がございますので、ご了承ください。
- ・登壇役員及び運営スタッフは、体調に異変がないことを確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場内の滞在時間短縮を図るため、総会運営を効率的に行い、時間を短縮 して行う予定でおります。
- 会場内のソーシャルディスタンスの確保及び当社の事業継続の観点から、 登壇役員及び運営スタッフの人数を限定して対応させていただく場合がご ざいます。
- ・<u>株主総会にご出席株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解</u> いただきますよう、お願い申しあげます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、 当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう 重ねてお願い申しあげます。

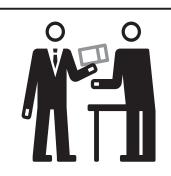
> オーウイル株式会社ウェブサイト https://owill.co.jp



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してく ださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年 6 月23日 (木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議 案に対する賛否をご表示のう え、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時到着分まで



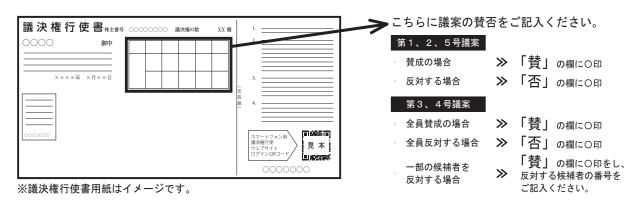
# インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議 案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議 決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議 決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



# インターネットによる 議決権行使のご案内

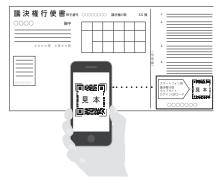
行使 期限 2022年6月22日(水曜日) 午後5時入力完了分まで

# ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを 読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議 決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議 決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして ください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。
- BANGE | File | File
- 3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

# インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **00** 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

## (提供書面)

# 事 業 報 告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の進展などを背景に景気回復の動きが見られたものの、緊急事態措置並びにまん延防止等重点措置の実施が長期にわたり断続的に行われたことにより、個人消費は低迷いたしました。また、原油価格や原材料費の高騰に加えて、円安基調が続くとみられており、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主力マーケットである食品飲料業界においては、コロナ禍における消費者の行動変容を受け、新しい生活様式に即した需要の創出や多様化する消費者ニーズへの対応が求められております。各社、ポストコロナ時代を見据えた事業展開を図っておりますが、物流費や原材料費の高騰など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは「お客様に十分ご満足のゆく商品・サ ービスの提供」を品質方針として、安心かつ安全な商品を提供することを第 一に品質管理体制の強化を図り、お客様のニーズに合わせた安定的な供給の 継続及びサービスの向上に努めてまいりました。卸売事業において、既存事 業の深耕を図り、主力カテゴリーである農産物加工品や食品副原料の販売数 量が前期に比べて大幅に増加いたしました。また、環境ビジネス関連の大型 シーリングファンはコロナ禍においても引き続き需要が高く、好調に推移い たしました。その結果、当連結会計年度の売上高は28,312,984千円(前期は 29,527,372千円)となりました。前年より減少した理由は収益認識会計基準 の適用によるものであります。利益面においては、物流費、広告宣伝費及び 貸倒引当金繰入額が増加したものの、主力カテゴリーの農産物加工品、乳及 び乳製品、大型シーリングファンの売上総利益が増加したことにより、営業 利益は826, 264千円(前期比53.8%増)、経常利益は827, 473千円(前期比 50.1%増)となりました。海外子会社の清算による為替換算調整勘定取崩益 を計上したことにより、税金等調整前当期純利益は850,101千円(前期比 56.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は575,491千円(前期比 65.7%増)となりました。

また、総資産は10,521,483千円(前期末比4.2%増)、純資産は3,765,188 千円(前期末比13.5%増)となり、自己資本比率は35.0%となりました。 セグメント別の状況は次のとおりであります。

### <卸売事業>

当連結会計年度の清涼飲料市場は、新型コロナウイルスの感染者数が一時減少に転じ、人流が増加したことから回復傾向で推移したものの、夏場の天候不順や変異株の感染再拡大などの影響を受け、出荷数量は微増に留まりました。生活様式や食シーンが多様化したことにより、従来の商品・チャネル戦略の継続が難しいブランドもあり、メーカー各社はビジネスモデルの転換が求められております。加えて、原材料費や物流費の高騰により仕入価格が上昇し続けていることから、販売価格の転嫁が必要になるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、取引先の多様なニーズに対応すべく、国内外から安全で安心な原材料・資材を確保し、安定供給体制の維持に努めてまいりました。非対面での営業活動が中心となったものの、既存取引先に対して質の高いサービスの提供を継続してまいりました。また、新規商材の発掘・提案にも積極的に取り組み、取引先の拡大や利益率改善を図ってまいりました。主力カテゴリーである茶類や果汁などの農産物加工品、ビタミンCなどの食品副原料の販売数量が前期に比べ大幅に回復いたしました。また、環境ビジネス関連の大型シーリングファンは、換気効果があり、コロナ対策や熱中症対策など、労働環境の改善が図れることから、物流倉庫や商業施設における需要が増加し、好調に推移いたしました。その結果、卸売事業の売上高は28,237,836千円(前期は29,515,205千円)となりました。

### <製造販売事業>

当連結会計年度におけるアイスクリーム市場は、新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要が依然として高く、スーパーマーケット向けの販売は好調に推移いたしました。また、外出自粛が緩和されたことにより、外食店向けの業務用アイスクリームの需要は改善の兆しがみられました。メーカー各社は新たな需要に応じた商品開発を推し進めておりますが、原材料費などの製造コストや物流費の高騰が続いており、収益確保が難しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、安心かつ安全な商品の提供を第一に、素材本来の味・香り・色をそのまま表現できるアイスクリームの開発に注力し、NB商品の販売強化ならびに取引先のニーズに合ったPB商品の提供に努めてまいりました。新規顧客先からの受注に加えて、コロナ禍で落ち込んだ主要顧客先からの注文が大幅に回復したことにより、業務用バルクアイスや大手小売店向けのPB商品のカップアイスは好調に推移いたしました。以上の結果、製造販売事業の売上高は654,922千円(前期は473,339千円)となりました。

(注) セグメントの売上高には、セグメント間の取引を含んでおります。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、23,732千円であります。その主なものは、卸売事業におけるIT機器などの工具器具備品や製造販売事業における工場内の機械設備の購入によるものであります。

# (3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金等に充当するため、低金利下の金融情勢を勘案し、取引銀行より長期借入金として700,000千円の資金調達を行いました。

なお、当社は、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における当座貸越にかかる借入金の未実行残高等は次のとおりとなっております。

当座貸越残高	900,000千円
借入実行残高	一千円
差引高	900,000千円

## (4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 33 期 (2019年3月期)	第 34 期 (2020年3月期)	第 35 期 (2021年3月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売	上	高(千円)	31, 375, 549	32, 685, 227	29, 527, 372	28, 312, 984
経	常利	益(千円)	593, 171	724, 726	551, 289	827, 473
親会当	社株主に帰属 期 純 利		411, 763	472, 612	347, 238	575, 491
1株	当たり当期約	純利益 (円)	130.73	150.05	110. 25	182.71
総	資	産(千円)	11, 224, 686	9, 497, 242	10, 093, 705	10, 521, 483
純	資	産(千円)	2, 706, 764	3, 018, 406	3, 318, 080	3, 765, 188
1株	当たり純資	産額 (円)	842.11	941. 57	1, 033. 16	1, 168. 75

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 33 期 (2019年3月期)	第 34 期 (2020年3月期)	第 35 期 (2021年3月期)	第 36 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上	高(千円)	30, 644, 812	32, 085, 550	28, 941, 920	27, 436, 591
経 常 利	益(千円)	549, 136	727, 492	546, 311	771, 683
当 期 純 利	益(千円)	380, 776	481, 743	301, 449	532, 202
1株当たり当期純	利益 (円)	120.89	152. 95	95. 71	168. 97
総資	産(千円)	11, 041, 641	9, 383, 086	9, 839, 295	10, 254, 349
純 資	産(千円)	2, 635, 589	2, 966, 848	3, 204, 127	3, 568, 067
1株当たり純資産	産額 (円)	836. 76	941. 95	1, 017. 28	1, 132. 83

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度 の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用し た後の数値となっております。

# (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
株式会社サンオーネスト	100,000千円	100.0%	アイスクリームの製造・販売
J. S. 0' will, Inc.	67, 174千円	77.4%	業務用ヒーターの輸入販売、各種 製品・部品の輸出入販売

<sup>(</sup>注) 0 'WILL (AISA) HOLDINGS PTE. LTD. につきましては、2021年9月16日付で清算結了したため、重要な子会社から除外いたしました。

### (6) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、ウクライナ情勢を含む地政学リスクや原油等の資源価格の高騰など、依然として不透明感が強く、本格的な回復には一定程度の時間を要するものと考えられます。また、少子高齢化による国内市場の縮小や新興国市場の成長鈍化が経済全体に与える影響も大きく、企業は収益構造の転換を迫られており、今後の重要な課題となっております。一方で、当社が主に事業を行う食品飲料業界においては、食品原料流通の国際化が加速していることに加え、新興国の食糧需要増加や異常気象等の気候変動による農産物の需給バランスに変化が生じるなど、食品原料の調達は激しさを増していくと思われます。また、国内だけでは完結できない地球環境に配慮した様々な取り組みなど、社会的な課題にも対応を求められております。

このような状況下、当社グループは、国内及び海外市場の動向や消費者の多様なニーズを迅速に捉え、食の安全性の確保と安定供給の継続を第一に、顧客サービスの充実に努め、引き続き既存事業の深耕に注力してまいります。そのために、品質管理体制や営業体制をより一層強化し、原材料・資材の調達網の拡大や積極的な販売促進活動に努めてまいります。一方、食品飲料業界においての国内市場の縮小化や、コロナ禍をきっかけとした消費者の行動変容への対応は避けては通れないことから、中長期の成長戦略として、海外市場開拓や新規事業の立ち上げに取り組み、事業基盤を強化してまいります。また、既存取引の関係を活かした関連事業の多角化を図り、特に自然環境に配慮した環境事業の強化を図ってまいります。当社グループは、企業価値向上のため、また企業の社会的責任を果たすために、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

第一に、商品開発・機能・競争力の強化に努めてまいります。近年、商品サイクルが短縮し、商品は多様化しておりますが、消費者のニーズの変化に迅速に対応してまいります。加えて、コロナ禍を機に発生した新たなニーズにも対応し、取引先と一体となって付加価値のある商品開発を積極的に行い、取扱商品の多角化に努め、きめ細かなサービスを提供してまいります。また、取引先の販路拡大はもちろんのこと、新規商材の発掘に注力し、取扱商品群の拡大並びにニッチNo.1商品の開拓を推し進めてまいります。

第二に、良いものを安く安定的に供給するために、供給先をグローバルに確保してまいります。国内外の調達拠点を活用し、安定供給体制を整えるとともに、取扱い商材の発掘・開発にも積極的に取り組んでまいります。食品副原料や農産物加工品に関しましては、世界各地から調達を強化する一方、調達先の分散も視野に入れ、品質面・価格面において安定供給体制を継続できるように努めてまいります。また、在庫管理体制も充実させ、より一層の安定供給の実現を目指してまいります。

第三に、安心かつ安全な商品を提供するために、品質管理体制を一層強化してまいります。食品及び食品原材料を取扱う当社グループにとって、品質管理は最も重要な任務の一つと考えております。国内外にて信頼の置ける供給元を確保し、厳しい衛生管理・品質管理のもと加工を行い、物流経路・配送手段の検査を経て、商品の提供を行ってまいります。当社グループの企業

理念であります「信頼を得るを第一」に、現地調査や指導を徹底し、高品質・安全性のさらなる向上を追求してまいります。

第四に、海外事業及び新規事業の強化を図ってまいります。成長市場である海外での強固な事業基盤を築くため、人材の強化及び適材配置を図り、消費大国である米国の市場や、成長市場であるアセアン地域での事業展開を加速してまいります。また、当社の主力である食品原材料ビジネスに限らず、成長性の高い市場を見極めて新規事業の創出および新規顧客の開拓を積極的に推進し、当社の強みを活かした新たな事業構造を確立してまいります。加えて、不安定かつ不確実な経営環境が続く中、外部環境の変化に耐性の強い事業・商品ポートフォリオの構築も図ってまいります。

第五に、グループシナジーの最大化に努め、関係会社との更なる連携強化を図ってまいります。グループ各社それぞれの特徴を活かした新規事業の創出に注力し、グループ全体の収益力の向上を追求してまいります。また、事業提携やM&Aも積極的に検討し、新たな価値の創造を図ってまいります。

第六に、環境事業への取組みを推進してまいります。当社グループは、事業活動を通じて発生する廃棄物の低減やエネルギー効率の改善など、継続的な環境保全への取組みが企業にとって重要な責務であると認識しております。当社グループが長年にわたり培ってきた取引先との良好な関係を活かし、地球環境の改善に貢献する新商材の発掘に注力し、自然環境に配慮したサービスを提供することで社会課題の解決に寄与してまいります。

第七に、事業継続体制の構築・強化に努めてまいります。新型コロナウイルス等の感染症拡大や自然災害などにより供給が滞らないよう供給先の分散を行い、社内等におきましても、緊急時にも顧客対応できるようテレワークをはじめとするIT環境を整備し、体制強化を図ってまいります。

第八に、人材の育成に注力し、生産性の向上並びにコスト意識の徹底を図ってまいります。当社グループは人材が重要な経営資源と捉えており、優秀な人材の確保と育成が今後の当社グループの成長戦略に欠かせないと考えております。そのために研修体制をはじめとした人事制度を整備し、人材育成・人的資源の開発に注力してまいります。

第九に、当社が持続的に発展するために、ダイバーシティ推進を積極的に 取組んでまいります。背景の異なる一人一人が連携し、互いの持ち味を活か すことで、さまざまな場面でイノベーションを起こし、環境の変化に柔軟か つスピーディに対応できる組織を創ってまいります。

第十に、当社グループは企業活動を通じ、社会の健全な発展と公共の福祉に貢献することを重要な責務と認識し、高品質かつ安全性、信頼性のあるサービスを行ってまいります。内部管理体制を強化し、法令順守をはじめとしたコンプライアンスの徹底など、コーポレートガバナンスの確立を目指し、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

これらの課題への取り組みを通して、当社グループは、足元の市場環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するとともに、新しい価値創造に向けて、グループー丸となって企業価値の向上に努めてまいります。また、事業を通じて、社会的課題の解決ならびに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
卸 売 事 業	飲料・食品の製造用原料及び製品(ビタミン類、食品添加物、殺 菌乳、農産物加工品、飲料製品等)、排水浄化プラント、大型シ ーリングファン、業務用ヒーター等の国内販売及び輸出入取引
製造販売事業	アイスクリーム等の製造・販売

## (8) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

① 当社 本社:東京都港区

② 子会社

株式会社サンオーネスト 本社:静岡県沼津市

J. S. O'will, Inc. 本社:シアトル

## (9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
卸 売 事 業	73(15)名	1名減(12名減)
製造販売事業	27 (14) 名	5名減(3名減)
合 計	100(29)名	6名減(15名減)

(注)使用人数は就業員数であり、臨時従業員(パート及び嘱託社員)は( )内に年間の平均 人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
70名	1名減	39.2歳	9.6年

(注)上記の使用人数には臨時従業員15名を含んでおりません。

# (10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社三菱UF	J 銀 行		1, 261,	881千円
株式会	社 みずほ	銀行		664,	666
株式会	せりそな	銀行		138,	446
株式会	社きらぼし	銀 行		56,	684

# **2**. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 3,150,000株

(3) **当事業年度末の株主数** 3,410名

(4) 大株主の状況

株	È	Ē	4	Ż	持	株	数	持	株	比	率
株	式 会 社	ビア	ン	ナ		360,	000株			11.	43%
グ!	リーンコ	ア株	式 会	社		300,	000			9. 9	52
才 -	- ウイル 彷	業員	持株	会		98,	900			3.	14
鈴	木	良		_		91,	100			2.8	89
小	П	英		器		90,	000			2.8	86
株	式 会 社	: 伊	藤	園		90,	000			2.8	86
小	西	啓		之		50,	800			1. (	61
加	賀 電 子	株 式	会	社		44,	000			1.	40
株	式 会 社	. 啓	文	社		42,	400			1. 3	35
小	ローハ	. 积	<u> </u>	子		36,	500			1.	16

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式 (304株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会	会社における地位				氏			名	担当及び重要な兼職の状況	
代	表 取	深 締	役	会	長	小	П	英	器	
代	表 取	ス 締	役	社	長	伊	達	_	紀	
取	締	役	副	会	長	陣	野	重	正	
常	務	取		締	役	青	柳	あ	ゆみ	管理本部長
取		締			役	佐	伯	洋	司	営業本部長
取		締			役	吉	井	健	_	関連事業担当 株式会社サンオーネスト 代表取締役社長
取 ( 」	監査	締等		員	役 )	廣	田	哲	治	廣田哲治公認会計士事務所所長
取 ( 」	監査	締等	委	員	役 )	霞 (戸籍	上の氏	信 名:前嶋	彦 鳥信彦)	慶應義塾大学名誉教授
取 ( )	監 査	締等	委	員	役 )	浅	田		哲	鈴木武志法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役(監査等委員)廣田哲治氏、取締役(監査等委員)霞信彦氏、及び取締役(監査等委員)浅田哲氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員)廣田哲治氏は、公認会計士及び法学博士の資格を有しており、財務・会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。

取締役(監査等委員)霞信彦氏は、法学博士として、法務に関する相当程度の知見を 有しております。

取締役(監査等委員)浅田哲氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程 度の知見を有しております。

- 3. 当社は、廣田哲治氏、霞信彦氏及び浅田哲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた 組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、 常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を 保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は以下のとおりです。

・当該契約の被保険者は当社の取締役(監査等委員を含む。)であります。

- ・会社補償、第三者補償、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の犯罪行為、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに 起因する損害賠償請求等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

### (4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### • 基本方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は、基本報酬として月例の固定報酬のみを支払うこととする。

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 [取締役(監査等委員を除く。)]

経営環境、市場水準、従業員の給与水準を考慮し、代表権の有無・役位・職責に相応した報酬額とし、当社グループの事業年度の業績結果、将来の業績見通し、各取締役の業務執行達成度及び貢献度等の総合的な評価を加味して基本報酬の額を算定する。

### [取締役(監査等委員)]

経営環境、市場水準、各取締役の能力及び経営に関する貢献度を総合的に勘案して基本報酬の額を算定する。

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 取締役の報酬については、金銭報酬のみとする。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は6名です。

取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月23日開催の取締役会にて、代表取締役会長小口英噐及び代表取締役社長伊達一紀に取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬額であり、その権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を提示し、監査等委員(社外取締役)の意見を聴取したうえで、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

	担制なの必妬	報酬等の	種類別の総額	(千円)	対象となる
区 分	報酬等の総額     (千円)	基本報酬	業績連動	非金銭	役員の員数
		<b>本</b> 个報酬	報酬等	報酬等	(名)
取 締 役	185, 925	185, 925	_	_	6
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	22, 500	22, 500	_	_	3
(うち社外監査役)	(22, 500)	(22, 500)	(-)	(-)	(3)
合 計	208, 425	208, 425	_	_	9
(うち社外役員)	(22, 500)	(22, 500)	(-)	(-)	(3)

### (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役(監査等委員)廣田哲治氏は、廣田哲治公認会計士事務所所長を 兼務しております。当社と廣田哲治公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)霞信彦氏は、慶應義塾大学名誉教授の称号を付与されております。当社と慶應義塾大学との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)浅田哲氏は、鈴木武志法律事務所パートナーを兼務しております。当社と鈴木武志法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。

# ③ 当事業年度の主な活動状況

区分	氏	名	主	な	活	動	状	況
取 締 役(監査等委員)	廣 田 哲	治	当た公のた地のた性査等事、認豊有か実、・等、といった地のに将有が実のにのでは、・等のでは、・等のでは、・等のでは、・等のでは、	等士会助発向设生会員び及をはてに確おでは、重ねに	5学去っ秀要いすて回博務で明なてる、の士のお性役、た監全と専りの割取め査	てし門ま高を締の結果の開門及独営しのを	いればないではいいで、いりのでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	といこ客機ま定お意しら基観能すのり見た、づ的強。妥、交。そい見化ま当監換
取 締 役(監査等委員)	霞 信	彦	当た法基観能すのり見す。とは、基観能すると、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	等と有か実 を を を を を を を を り で な の に 締 正 る の に 総 所 で の に の に の に る ら し そ る と る と る と る と る と る と る と る と る と る	5回になった。 車言言けるをはてに確ないではない。 ではないではないではないできまればない。 ではないできまればないできません。 ではないできまればないできません。 ではないできません。	てるて明なてる、出門りの割取め査網のの割取め査網	いないとはいいないとは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	と立とて意ういた験た督り決ての。に客機ま定お意
取 締 役(監査等委員)	浅田	哲	当た弁で明なてるでいまない。 事、護お性役、た、適いの割取め監査	等委員会1 とようでは というでは は と は と は と は と に る き に る き に る き に る き に る き と る き る う る き う る う る き う る う る う る き う に る ら う に る ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら り に り に り に	5回の全地間の全地間の別の見りを機まれる。 ついての 見り でいる でんしょう かいてん いいい かい	てか的強。妥)見にら見化ま当、地のた性監換に、地のた性監換に、・査等	いたなのに現るでは、	ました。 言言け会を にたで、重お保 に で に で に で に で に で に で に で に で に で に

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

### 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		29, 0	00千円
当社及び子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額		29, 0	00千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### <業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

# (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「オーウイルコンプライアンス憲章」を制定し、役職員の業務遂行に係る 法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
- ② 当社はコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付け、「コンプライアンス規程」を制定し、それに基づいたコンプライアンス委員会を設置するとともに、役職員に対する教育・研修を継続的に実施し、役職員におけるコンプライアンスの徹底に努める。
- ③ 社長直轄の内部監査室による監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行う。
- ④ 内部通報制度を導入し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- ⑤ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に 状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- ⑥ 当社は反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不 当要求には応じないことを規程等に明文化し、社内の周知徹底を図る。
- ⑦ 財務報告の信頼性を高めるため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、文書・情報の取扱い に関する規程に従い、議事録、稟議書、契約書、報告書その他取締役の職 務の執行に係る文書・情報を適切に保存、管理する。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③ 取締役は、必要に応じていつでもこれら保存された文書を閲覧することができるものとする。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業活動の遂行に関するリスクについては、管理本部を中心に全社 連携によるリスクマネジメント体制を基本とする。
- ② 当社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危険を予防・回避する。
- ③ リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、代表取締役社長が指揮する緊急対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、「取締役会規程」「組織管理規程」「職務権限規程」等の規程に 基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、 案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確 保する。
- ② 取締役会については「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とする。取締役会では意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士及び会計監査人等より専門的な助言を受ける。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)に おける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社との取引が法令に従い適切に行われること、さらに子会社が適切な事業運営を行うため、親会社への定期的な財務報告、損失の危険発生時の親会社への速やかな連絡等の体制を整備する。

• 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は、原則として、当社の取締役又は使用人に子会社の取締役を兼務さ せ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役及びその他の業務執行取締役の 職務執行状況を当社に報告させる。

### 子会社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制

- ① 当社は、子会社の損失の危険を適切に管理するため、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づいて子会社の管理を行う。
- ② 当社グループの業務や財産の実態、想定されるリスク、その管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るため、当社内部監査室は当社グループ各社に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ、当社の代表取締役社長を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。
  - 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制
- ① 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- ② 当社は、子会社における意思決定について、子会社の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、子会社に対し、「オーウイルコンプライアンス憲章」の周知徹底 を要請し、当社グループ全体としての統制環境の醸成に努める。

- ② 当社は、当社の内部監査室をして、定期的に子会社に対する内部監査を実施させ、その結果を当社取締役会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。
- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 監査等委員会が必要とする時には、補助すべき使用人を監査等委員会の事 務局として設置する。
- (7) 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動及び人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ② 補助使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に従わなければならない。
- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ④ 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- (8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。具体的には、取締役会や重要な会議等への監査等委員である取締役の出席について規定するとともに、社長決裁稟議書等の監査等委員である取締役への回覧、内部監査結果報告等の体制を整備する。
- ② 監査等委員である取締役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。
- ③ 内部監査室は、監査等委員である取締役と定期的に内部監査の結果について協議及び意見交換を行い、情報交換及び緊密な連携を図る。
  - ・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、使用人等又はこれらの者 から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役等、社員、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。

# (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として 不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹 底する。

# (10) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用又は負担した債務の 弁済を請求した時には、その費用等が監査等委員会の職務の執行について 生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

# (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は「監査等委員会規程」に基づき、監査を行う。
- ② 代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。
- ③ 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、重要な情報を共有できるようにする。

### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社グループは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

### (1) 取締役の職務の執行に関する取組み

当事業年度は、取締役会16回を開催し、経営戦略に関する重要事項の決定 及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

## (2) コンプライアンスに関する取組みの状況

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス委員会を定時開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題及びその対応策について確認し、審議いたしました。同委員会には顧問弁護士及び監査等委員である取締役も出席しており、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項等については、必要に応じて助言を受けております。

法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、通報窓口を外部に設け、従業員に周知しております。通報・相談に対しては、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じております。また、通報者への不利な取扱いを禁止した社内規程を制定しております。

### (3) リスク管理に関する取組みの状況

当社は、リスクを適切に管理し、損害の発生・拡大を未然に防ぐこと、また、食品原材料を取り扱っていることから、食の安全性の確保が重要課題と認識しており、コンプライアンス委員会とは別に、品質管理委員会を設置しております。顧問である農学博士の指導による月1回の勉強会を通じ、クレーム対応や品質管理状況を分析し、記録を集積するなど、リスクの低減及び品質・サービスの維持改善に努めております。なお、コンプライアンス委員会並びに品質管理委員会の活動内容は取締役会に報告されております。

### (4) 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要な事項について承認申請・報告がなされております。また、監査等委員である取締役及び内部監査室が定期的に監査・指導を行っております。

子会社との取引については、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の 妥当性について、当社が事前に確認を行っており、特に、重要と考えられる 取引については、取締役会において、その取引の必要性及び妥当性を十分に 審議し、意思決定を行っております。

### (5) 監査等委員会の監査に関する運用状況

監査等委員である取締役は、取締役会のほか、コンプライアンス委員会や 品質管理委員会等の重要な会議への出席、各部門へのヒアリング、子会社の 調査を通して、業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内 容について監督を行っております。加えて、当社及び子会社の代表取締役と の意見交換を定期的に行っております。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、 監査計画報告書及び会計監査結果報告の受領並びに情報交換・意見交換を行っております。

監査等委員である取締役は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるほか、日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な 監査を行っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の		 負 債 の	(単位:十円 <i>)</i>  部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	9, 072, 067	流動負債	5, 310, 599
現金及び預金	1, 775, 813	買 掛 金	4, 071, 470
受 取 手 形	87,066	1年以内返済予定の長期借入金	764, 608
売 掛 金	4, 184, 037	未払金	171, 923
商品及び製品	1, 506, 790	未払法人税等	163, 851
未着商品	1, 060, 078	前 受 金	7, 891
原材料及び貯蔵品	51, 912	賞与引当金	44, 004
前渡金	234, 168		
未 収 入 金	122, 173	そ の 他 <b>-</b>	86, 850
関係会社短期貸付金	30,000	固定負債	1, 445, 695
その他	66, 592	長期借入金	1, 376, 909
貸倒引当金	$\triangle 46,565$	繰 延 税 金 負 債	57, 394
<b>固定資産</b>	1, 449, 416	資産除去債務	10, 658
有形固定資産	376, 916	そ の 他	732
建物及び構築物	300, 894	負 債 合 計	6, 756, 295
機械及び装置	32, 007		の部
車 両 運 搬 具	8, 741	株主資本	3, 368, 209
工具、器具及び備品	26, 273		363, 387
土 地	9,000	資本金	
無形固定資産	4, 075	資本剰余金	292, 475
ソフトウエア	2, 436	利益剰余金	2, 712, 605
その他の姿度	1,638	自己株式	△259
投資その他の資産	1, 068, 424	その他の包括利益累計額	313, 001
投資有価証券 関係会社長期貸付金	619, 942 120, 000	その他有価証券評価差額金	249, 627
ガルフ会員権	162, 300	繰延ヘッジ損益	12, 659
差入保証金	102, 300 125, 496	為替換算調整勘定	50, 714
操延税金資産	11, 718	非 支 配 株 主 持 分	83, 977
そ の 他	28, 967	純 資 産 合 計	3, 765, 188
資 産 合 計	10, 521, 483	負債・純資産合計	10, 521, 483

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		Ι .	(単位:十円)
科目		金	· 額· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
売 上 高			28, 312, 984
売 上 原 価			25, 329, 457
売 上 総 利	益		2, 983, 527
販売費及び一般管理費			2, 157, 262
営 業 利	益		826, 264
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	821	
受 取 配 当	金	8, 602	
受 取 手 数	料	6, 327	
受 取 補 償	金	4, 663	
補 助 金 収	入	10, 456	
その	他	5, 703	36, 574
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	7, 948	
為    替    差	損	26, 727	
支 払 補 償	費	573	
その	他	115	35, 365
経 常 利	益		827, 473
特 別 利 益			
固定資産売却	益	3, 096	
リース債務解約	益	6, 305	
為替換算調整勘定取崩	益	13, 226	22, 628
税金等調整前当期純利	益		850, 101
法人税、住民税及び事業	税	256, 413	
法 人 税 等 調 整	額	6, 629	263, 043
当 期 純 利	益		587, 058
非支配株主に帰属する当期純和	」益		11, 566
親会社株主に帰属する当期純和	」益		575, 491

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

					株		主			i	資		本	<u>.</u>					
	資 本	金	資	本	剰余	金	利	益	剰	余	金	自	己	株	式	株合	主	資	本計
当連結会計年度期首残高	363,	387			292	475			2, 2	278,	850				∆259			2, 934	, 453
当連結会計年度変動額																			
剰余金の配当									$\triangle$	141,	736							△141	, 736
親会社株主に帰属する当期 純 利 益									-	575,	491							575	, 491
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)																			_
当連結会計年度変動額合計		_				_			4	433,	755				_			433	, 755
当連結会計年度末残高	363,	387			292	475			2, 7	712,	605				∆259			3, 368	, 209

	2	その他の包括	舌利益累計额	1	北古町地子	
	その他有価証券評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	非支配株主 持 分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	281, 087	7, 726	30, 882	319, 696	63, 930	3, 318, 080
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△141, 736
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						575, 491
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△31, 459	4, 933	19, 831	△6, 694	20, 047	13, 352
当連結会計年度変動額合計	△31, 459	4, 933	19, 831	△6, 694	20, 047	447, 108
当連結会計年度末残高	249, 627	12, 659	50, 714	313, 001	83, 977	3, 765, 188

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	 負 債 の	) 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	8, 449, 748	流動負債	5, 289, 736
現金及び預金	1, 228, 923	買掛金	4, 099, 233
受 取 手 形	87, 066	1年以内返済予定の長期借入金	751, 168
売 掛 金	4, 117, 893	未 払 金	158, 068
商品及び製品	1, 483, 655	未払費用	9, 318
未 着 商 品	1, 087, 402	未払法人税等	163, 555
原材料	30, 028	前 受 金	7, 891
前 渡 金	219, 624	預り 金	14, 987
前 払 費 用	29, 069	賞 与 引 当 金	44, 004
関係会社短期貸付金	30,000	そ の 他	41, 509
未収入金	155, 117	固 定 負 債	1, 396, 545
為替予約	18, 246	長 期 借 入 金	1, 370, 509
その他	9, 286	繰 延 税 金 負 債	25, 088
貸 倒 引 当 金	$\triangle 46,565$	資産除去債務	947
固定資産	1, 804, 601		6, 686, 281
有形固定資産	75, 655	 純 資 産	の部
建物料果料	40, 904		3, 305, 780
機械及び装置 車両運搬具	3, 564 0	資 本 金	363, 387
■ 車 両 運 搬 具 工具、器具及び備品	22, 186	資本剰余金	288, 387
土 地	9,000	資本準備金	288, 387
	2, 000	利 益 剰 余 金	2, 654, 264
ソフトウエア	841	利 益 準 備 金	2, 465
その他	1, 158	その他利益剰余金	2, 651, 799
投資その他の資産	1, 726, 945	別 途 積 立 金	50, 000
投資有価証券	599, 942	繰越利益剰余金	2, 601, 799
関係会社株式	154, 424	自 己 株 式	△259
関係会社長期貸付金	670,000	評価・換算差額等	262, 287
ゴルフ会員権	162, 300	その他有価証券評価差額金	249, 627
差入保証金	111, 311	繰延ヘッジ損益	12, 659
そ の 他	28, 967	純 資 産 合 計	3, 568, 067
資 産 合 計	10, 254, 349	負 債 · 純 資 産 合 計	10, 254, 349

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

	<b></b>	<u></u>				目		金	額
売			上		高				27, 436, 591
売		上		原	価				24, 748, 648
	売		上	総	禾	IJ	益		2, 687, 942
販	売 費	費 及	びー	般 管	理 費				1, 906, 277
	営		業		利		益		781, 665
営	;	業	外	収	益				
	受		取		利		息	2, 047	
	受		取	配	=======================================	á	金	8, 602	
	受		取	手	类	女	料	6, 327	
	受		取	補	償		金	4, 654	
	そ			$\mathcal{O}$			他	1, 577	23, 209
営	;	業	外	費	用				
	支		払		利		息	6, 804	
	為		替		差		損	25, 810	
	支		払	補	償	¥	費	573	
	そ			0			他	2	33, 191
	経		常		利		益		771, 683
特		別		利	益				
	固	定	資		売	却	益	3, 096	
	関	係	会		清	算	益	2, 947	6, 044
				当 期		利	益		777, 727
				民 税		事 業	税	238, 208	
	法	人	税	等	調	整	額	7, 316	245, 525
	当	其	月	純	利		益		532, 202

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

			株	主		資	本		
		資本乗	削余金	利	益	割 余	金		
	資本金	資 本	資 本 金 計	利 益	その他利益 剰 余 金		利益剰余金	自己株式	株主資本 計
		準 備 金	合計	準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	剰 余 金 合 計		
当期首残高	363, 387	288, 387	288, 387	2, 465	50, 000	2, 211, 333	2, 263, 798	△259	2, 915, 313
当期変動額									
剰余金の配当						△141, 736	△141, 736		△141, 736
当期純利益						532, 202	532, 202		532, 202
自己株式の取得									_
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)									_
当期変動額合計	_	_	_	_	_	390, 466	390, 466	_	390, 466
当期末残高	363, 387	288, 387	288, 387	2, 465	50, 000	2, 601, 799	2, 654, 264	△259	3, 305, 780

	評価	・換算差	額等	<b>姑 次 立 △ ∃</b> .
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計
当期首残高	281, 087	7, 726	288, 813	3, 204, 127
当期変動額				
剰余金の配当				△141, 736
当期純利益				532, 202
自己株式の取得				_
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	△31, 459	4, 933	△26, 526	△26, 526
当期変動額合計	△31, 459	4, 933	△26, 526	363, 940
当 期 末 残 高	249, 627	12, 659	262, 287	3, 568, 067

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類に係る会計監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

オーウイル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーウイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーウイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利宝関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

オーウイル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

 指定有限責任社員
 公認会計士
 村
 松
 啓
 輔

 業務執行社員
 公認会計士
 戸
 塚
 俊
 一
 郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーウイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度における 取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報 告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び重要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当 該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 2022年5月9日

オーウイル株式会社 監査等委員会 監査等委員 廣 田 哲 治 印 監査等委員 霞 信 彦 印 監査等委員 浅 田 哲 印

(注) 監査等委員廣田哲治、霞信彦及び浅田哲は、会社法第2条第15号及び第331条第6 項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

当社は、中長期的に企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、引き続き安定性・継続性に配意しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金47円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は148,035,712円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書 きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資 料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更す るものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定 款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置 等) 第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項の うち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法 務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15 条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総 会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるた め、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものでありま す。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(	線部分は変更箇所を示しております。)
現 行 定 款	変
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	
<u>みなし提供)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	(削 除)
主総会参考書類、事業報告、計算書類および	
連結計算書類に記載または表示をすべき事項	
に係る情報を、法務省令に定めるところに従	
いインターネットを利用する方法で開示する	
ことにより、株主に対して提供したものとみ	
<u>なすことができる。</u>	
	_(電子提供措置等)_
(新 設)	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報について
	電子提供措置をとるものとする。

現 行 定 款	変更案
九 1	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	<u>法務省令で定めるものの全部又は一部につい</u>
	て、議決権の基準日までに書面交付請求をし
	た株主に対して交付する書面に記載すること
	を要しないものとする。
(新 設)	(附則)
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
(新 設)	第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のイ
	ンターネット開示とみなし提供)の削除及び
	定款第15条(電子提供措置等)の新設は、
	2022年9月1日から効力を生ずるものとす
	<u>3.</u>
	② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日
	から6か月以内の日を株主総会の日とする株
	主総会については、定款第15条(株主総会参
	<u>考書類等のインターネット開示とみなし提</u>
	供)は、なお効力を有する。
	③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月
	を経過した日又は前項の株主総会の日から3
	か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれ
	を削除する。

## 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)6 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	t h at 4.			
候補者 番 号	が が 名 氏 名 (生年月日)	略歴、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
		1987年1月	当社代表取締役社長	
	お ぐち ひで き 小 口 英 器	2016年6月	代表取締役会長	00000144
	(1943年11月14日生)	2017年6月	代表取締役会長兼社長	90,000株
	(1010   11/1111 11/1	2019年6月	代表取締役会長(現任)	
1	【選任理由】			
	小口英器氏は、当社	比設立以来、約	A と営の指揮を執り、事業の拡大を推進し	してまいりま
	した。今後も企業経		D豊富な経験と実績を活かし、当社グノ	レープのさら
	なる企業価値向上を	と目指すため、	引き続き取締役候補者といたしました	- - -
		1997年4月	当社入社	
		2006年4月	営業部長	
	だ て かず き	2007年6月	取締役	
	だ て かず き 伊 達 一 紀	2012年4月	経営企画本部長	12,000株
	(1972年11月26日生)	2013年6月	専務取締役	
2		2014年4月	営業本部長	
		2019年6月	代表取締役社長 (現任)	
	【選任理由】			
	伊達一紀氏は、海タ	ト営業及び経営	営企画部門を中心に豊富な経験と実績を	を有し、当社
	グループの事業戦略	各の立案を始め	りとする経営課題に積極的に取り組んで	でまいりまし
	た。これらの実績と	豊富な経験を	と踏まえ、引き続き取締役候補者とい7	たしました。
		1993年10月	当社入社	
		2008年4月	経理・財務部長	
		2010年7月	執行役員	
	*** *** 青 柳 あゆみ	2012年6月	取締役	8,900株
	(1967年6月26日生)	2014年4月	経営企画室長	0, 9004%
3			管理副本部長	
3		2018年6月	常務取締役(現任)	
			管理本部長 (現任)	
	【選任理由】			
	青柳あゆみ氏は、経	<b>E</b> 理財務、総務	务人事分野等の管理部門における豊富な	な知識と業務
	経験を有しており、	経営課題及び	ド業績改善に向けて積極的に取り組ん <sup>っ</sup>	でまいりまし
	た。これらの実績と	経験を踏まえ	え、引き続き取締役候補者といたしまし	した。

候補者番 号	。 氏 <sup>が 名</sup> (生年月日)		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	を 着 禁 司 佐 伯 洋 司 (1970年10月23日生)	2007年4月2010年7月2016年6月		31, 400株
	【選任理由】 佐伯洋司氏は、営業統括者として営業業務全般に精通していることに加えて、グループ会社の代表取締役社長を経るなど、当社グループの業績拡大に寄与してまいりました。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	ましい けん いち 吉 井 健 一 (1971年10月19日生)	2015年7月2015年7月	当社入社 経理・財務部長 執行役員 経営企画室長 (株)サンオーネスト代表取締役社長 当社取締役(現任) 関連事業担当(現任)	2,500株
	【選任理由】 吉井健一氏は、経理・財務部長、経営企画室長、グループ会社の代表取締役社長を 経て、経営に関する幅広い業務の知見を有しており、当社グループの企業価値向上 に貢献していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任 保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された 訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしており ます。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者とな ります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定してお ります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	s b s な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数	
1	できる。 た で 治 (1953年10月16日生)	1977年4月親和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所1985年8月廣田哲治公認会計士事務所開設2006年6月当社社外監査役2016年6月社外取締役[監査等委員](現任)	一株	
	【選任理由及び期待される役割の概要】 廣田哲治氏は、公認会計士及び法学博士としての豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
2	久 塚 智 明 (1952年12月19日生)	1978年4月味の素㈱入社2001年7月同社食品研究所長2003年6月同社執行役員2007年3月㈱コカ・コーラ東京研究開発センター代表取締役社長2007年10月㈱FBTプランニング代表取締役社長(現任)	一株	
	【選任理由及び期待される役割の概要】 久塚智明氏は、農学博士としての豊富な知識を有し、食品業界にて商品開発や技術開発に従事した経験を有しております。当該知見を活かして特に食品分野における品質管理についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、複数社において経営経験があり、その実績と高い見識から、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、当社グループのガバナンス向上に大きく寄与するものと期待しております。			

候補者番 号	、	略歴、 (重	当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	小宮 憲 (1975年7月19日生)	2002年7月2005年11月2013年12月2014年4月	稲本国際特許事務所入所 弁理士登録 東京国際特許事務所入所 弁護士登録 物部法律事務所入所 小宮法律事務所入所	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 小宮憲氏は、弁護士としての法務関連分野における豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な監督、助言等をいただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 久塚智明氏及び小宮憲氏は、新任の候補者であります。
  - 2.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 廣田哲治氏、久塚智明氏及び小宮憲氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 廣田哲治氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
  - 5. 当社は、廣田哲治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償 責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。な お、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。ま た、久塚智明氏及び小宮憲氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同内容の責 任限定契約を締結する予定であります。
  - 6.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任 保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務執 行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補 することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した 場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時に おいても同内容での更新を予定しております。
  - 7. 当社は、廣田哲治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、小宮憲氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

。。。。 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
にし かわ ひさ たか 西 川 久 貴	2003年10月 弁護士登録 服部昌明法律事務所入所	-株
(1972年5月15日生)	2009年1月 同法律事務所パートナー	_ 1/K
	2014年4月 八丁堀西川法律事務所開設 (現任)	

### 【選任理由及び期待される役割の概要】

西川久貴氏は、弁護士としての法務関連分野における豊富な知識、経験等を有しており、当該知識及び経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な監督・提言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社 外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 西川久貴氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定 に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であ ります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に 定める最低責任限度額といたします。
  - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務執行過程で提起された訴訟に対して損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約にて填補することとしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 5. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の上場規程に 定める独立役員として届出を行う予定であります。

以上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル 6階 606会議室 (日本都市センター会館内) TEL 03-3265-8211 (代表)



### <交通機関>

・東京メトロ有楽町線 「麹町駅」 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分

・東京メトロ有楽町線・半蔵門線 「永田町駅」 4番・5番出口より徒歩約4分

・東京メトロ南北線 「永田町駅」 9 b 番出口より徒歩約3分

・東京メトロ丸ノ内線・銀座線 「赤坂見附駅」 D出口より徒歩約8分

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。